



各 位

上場会社名	ジェコー株式会社
代表者名	取締役社長 杉浦 さとし
(コード番号	7768 東証第二部)
問合せ先責任者	取締役経営管理部長 葛巻 貞行
(TEL	048-556-7111)

## 「内部統制システムの基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議しましたので、お知らせいたします。  
改定後の内容は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 取締役および従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、当社グループ（当社及び子会社）のコンプライアンスに関する体制を整備し、必要な教育を実施させるとともに、会社の「経営理念」・「ジェコーグループ企業行動指針」を周知・徹底する。
- ②内部通報制度の窓口を当社及び子会社共用のものとして社内外に設けるとともに、通報を行った者が当該通報を理由に不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ③当社グループの業務の適法性・妥当性・効率性については、監査室が社内規程に従って内部監査を行い、その指摘に基づいて各部署にて業務管理・運営制度を整備・充実する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会議事録、業務決裁書、その他取締役の職務の執行に係る文書及びその他重要な情報は、当社グループの社内規程を整備し、当該規程に従って適切に保存及び管理する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程・体制

当社グループのリスク管理を徹底するために、社長を議長とするリスク管理会議を設置し、各部署に必要な諸規程、教育・訓練制度、通報制度等を検討・整備するとともに、防災計画の整備、危険物等の管理責任者の任命を行い、必要に応じて所要の損害保険を付保する等によりリスクを極小化する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行に必要な組織及び組織の管理、職務権限については、社内規程に従って定め、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。
- ②中長期の経営方針及び年度グループ方針の下で、年度計画を立案し、社内の意思統一を図る。目標・計画の達成状況及び各部署業務の進捗状況については、社内規程に従って管理し定期的に報告する。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の自主性を尊重するため、子会社の意思決定は社内規程に従って留保権限方式により運営し、留保権限を越える重要事項については、当社取締役会において審議・決定する。
- ②グループの方針・計画は、中長期の経営方針及び年度グループ方針の下、連結ベースで立案し、グループの意思統一を図る。目標・計画の達成状況は、社内規程に従って管理し定期的に報告する。
- ③子会社の業務の適正を確保するために、取締役会は適任の取締役を当該子会社の非常勤取締役に就任させる等の手段により牽制を図る。

#### 6. 監査役スタッフおよびその独立性に関する事項

- ①監査室は、内部監査業務を行うとともに、監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助する。
- ②取締役は、監査室が監査役の求めに応じ、監査役監査の業務に必要な情報を社内及び子会社から収集できるよう協力する。
- ③監査室に所属する従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査室の組織・人事については、事前に常勤監査役と協議する。

## 7. 取締役・従業員の監査役に対する報告体制、その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ① 当社グループの取締役・従業員は、定期・不定期に監査役（非常勤監査役を含む。以下、同じ）に業務の執行状況を報告するほか、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は直ちに監査役に報告を行う。
- ② 当社グループの取締役・従業員は、職務の執行状況等について監査役から質問等があった場合、直ちに調査し、回答を行う。
- ③ 当社グループの取締役は、監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な扱いを受けないよう確保する。
- ④ 取締役は、監査役がその職務を行うために要する費用及び必要に応じ外部人材の直接任用等を確保する。
- ⑤ 取締役は、監査役監査の実効性を高めるため、監査役による取締役会・各種委員会等重要会議への出席や業務決裁書等重要書類の閲覧、さらに社内各部署・子会社の実地監査、会計監査人との会合等の監査活動に協力する。
- ⑥ 監査室は監査役との連携を密にし、監査役に対し内部監査結果の報告を実施する。
- ⑦ 監査役は、監査室、会計監査人と定期的または随時情報交換を実施する。

## 8. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法およびその他の法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務の信頼性と適正性を確保する。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨む。

以 上